

# JBMA

## 「日本伸銅協会技術標準」標準化の一般規定

JBMA T001b:1999

平成11年4月23日 改正

日本伸銅協会規格委員会 審議

(日本伸銅協会発行)

## 「日本伸銅協会技術標準」標準化の一般規定

1. **適用範囲** この技術標準は日本伸銅協会技術標準（以下標準という。）の制定、改正、廃止のための手順、運営、組織についてその大綱を規定したものである。
2. **目的** この標準の目的は伸銅品の品質の保持、試験方法の統一、用語の適正化を計り、伸銅業界の技術の発展に寄与することにある。
3. **組織** この標準の制定、改正、廃止を行う組織は次の項目による。
  - a) 技術委員長 技術委員長は標準の制定、改正、廃止のための基本方針を定める。
  - b) 技術常任委員会 技術常任委員会は標準の制定、改正、廃止などの計画、推進、監査を行う。
  - c) 規格委員会 規格委員会は専門委員会より提出された草案を審議し標準原案を技術委員会に提出する。また、制定された標準の見直しを行い方針の決定をする。
  - d) 専門委員会 専門委員会は担当の標準の草案の作成、審議、改正見直しなどの専門的技術作業を分担し推進する。専門委員会には技術委員会内の各委員会、分科会、研究会がこれに当たる。
  - e) 事務局 事務局は標準の審議、発行、整理のための事務を行う。  
事務局には日本伸銅協会技術部がこれに当たる。
4. **制定、改正、廃止の手順** 標準の制定、改正および廃止は、次に示す手順によって行う。  
提 案 制定、改正、廃止の必要を見出した者は別紙により提案する。  
↓  
事 務 局 受付業務および資料の作成を行う。  
↓  
技術委員会 提案について採否を定め採用する場合は審議方法を決定する。  
↓  
専門委員会 草案を作成する。  
↓  
規格委員会 草案を審議し、原案を決定する。  
↓  
技術委員会 最終原案の審議をする。  
↓  
技術委員長 決裁する。  
↓  
事 務 局 標準の公示、発行、書類の整理、保管を行う。

5. **公示** 制定、改正、廃止の場合は伸銅月報に掲載する。

6. **見直しの手順** 規格委員会はそれぞれの標準の制定、改正または確認の日から 5 ヶ年を経過するごとに見直しを行い確認、改正または廃止の方針を決定する。

7. **標準番号** 標準番号は次により定める。

総	則	T 0××
原	材	T 1××
製	品	T 2××
試	験・検	T 3××
分	析	T 4××
加工方法・器具		T 5××
作	業	T 6××
そ	の	T 9××

**付則：**訂正票の発行 すでに発行した標準で内容の変更はないが表現、誤字などを訂正する場合は規格委員会の決議により事務局は訂正票を発行する。訂正票を発行した標準はその番号の後に a、b (アルファベット小文字) をつける。

* 原案作成年月	1975 年 12 月 8 日	T001 -1975
改	正	1979 年 4 月 1 日 T001a-1979
改	正	1999 年 4 月 23 日 T001b : 1999